

意見書・再意見書

2022年 7月 25日

吹田市長宛

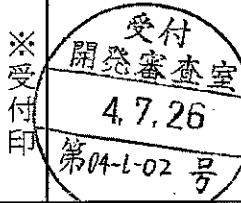
住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

電話番号 [REDACTED]

( 法人にあっては、その主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者氏名 )

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の  
とおり 説明報告書に対する意見書 を提出します。  
見解書に対する再意見書

開 発 事 業 の 名 称	吹田市藤白台3丁目プロジェクト		
事 業 区 域 の 位 置	吹田市 藤白台三丁目119-90		
予 定 建 築 物	<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
意 見 の 内 容	<p>マンションの予想完成図を拝見しましたが、南棟と東棟の二棟となっております。東棟は公園側ということもあり、私が住んでいるマンション事業者からは公園の日を落とさない関係で東側には棟を建てられなかったと聞いております。ある程度西側に下がって棟を建設されることと予想しておりますが、そもそも西側に棟を建設するという方針はないのでしょうか。</p> <p>私が住んでいるマンションの棟（南向き）は景観としてエキスポシティの観覧車や万博の太陽の棟が眺められるため、どうしても東寄りに目線が行きがちということもあり、東側に棟を建設されると景観に大きく影響が出ることを懸念しております。貴社としましては西側に棟を建てるとエントランスの駅徒歩距離が近くなることや公園側（歩道）からの視線を気にしなくてよいなどメリットはあるかと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>西側建設が難しければ、できる限り南側へ棟を寄せて建設いただき、物理的距離の確保や建設戸数調整など最大のご配慮を期待しております。</p>		
※受付年月日	R4年5月23日	※受付番号	第04-L-02号
※備 考			※受付印 

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。  
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。  
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。  
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

見解書 **再見解書**

2022年7月29日

吹田市長宛

事業者 住所 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号

氏名 株式会社 日本エスコン  
代表取締役 伊藤貴俊

電話番号 06 (6223) 8060


代理人 住所 大阪市中央区南本町3-2-1

氏名 株式会社 D&D建築設計事務所  
岡本正仁

電話番号 06 (6244) 2038

(法人にあつては、その主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 **第2項**  
**第4項**の規定により、次のとお  
り **見解書** **再見解書** を提出します。

開発事業の名称	(仮称) 藤白台3丁目プロジェクト		
事業区域の位置	吹田市	藤白台	三丁目 119-90
予定建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
意見 に 対 す る 見 解	建物の配置計画は、周辺環境、土地の形状、道路との関係性、建築基準法等の日影規制を含め、様々な規制や事業性、商品性を鑑み決定しております。 特に南側、東側、西側は土地と道路や隣地との高低差があり、当該マンション計画につきましては建物配置、高さ、規模の変更は難しく、変更は致しかねます。 また景観につきましては、北側敷地と建物の離隔距離を約11M確保し配慮させて頂いております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。貴重なご意見ありがとうございます。		
※受付年月日	R4年5月23日	※受付番号	第04-L-02号
※			※受付印 

注

- 意見に対する見解欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
- この見解書・再見解書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。